

最近の動き……………1 頁

・ 都の動き…………… 1 頁

・ 国の主な報告、答申などの情報…………… 3 頁

・ 法律などの動き…………… 5 頁

特集

減価償却制度の見直しについて…………… 6 頁

トピックス……………12 頁

経済の動き……………13 頁

・ 国内の動き……………13 頁

・ 都内の動き……………14 頁

図書館からのお知らせ……………17 頁

最近の動き

都の動き

11月

(11月27日
~30日)

東京外かく環状道路 沿線6区市長に対し回答(27日、都市整備局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/11/20gbs101.htm>

「東京水道長期構想 STEP 」を策定(27日、水道局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/11/DATA/70gbs100.pdf>

北朝鮮人権侵害問題啓発週間における写真・パネル展を開催(27日、知事本局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/EVENT/2006/11/21gbs100.htm>

H18 都内経済成長率の予測を発表(27日、総務局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/11/60gbs200.htm>

H18 都税制調査会中間報告を発表(27日、主税局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2006/11/40gbs200.htm>

東京大気汚染公害訴訟の解決に向け、都の提案および要求を提出(28日、知事本局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/11/20gbs200.htm>

東京自治制度懇談会 議論のまとめを発表(28日、知事本局 総務局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2006/11/40gbs101.htm>

小笠原諸島振興開発計画を変更(28日、総務局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/11/70gbs200.htm>

H19 年度重点事業を策定(30日、知事本局)

<http://www.chijihon.metro.tokyo.jp/19juten/index.htm>

「スムーズ東京21 - 拡大作戦 - 」中間のまとめを発表(30日、青少年・治安対策本部)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/11/20gbu400.htm>



12月 (12月1日～ 22日)	都民生活に関する世論調査を発表 - 都政への要望、治安対策が3年連続で第1位 - (12日、生活文化局) http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/12/60gcc100.htm
	動物由来感染症関係局連絡調整会議を発足(12日、福祉保健局) http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/20gcb400.htm
	H17都人口動態統計年報を発表 - 東京の合計特殊出生率は1.00に - (14日、福祉保健局) http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/12/DATA/60gce400.pdf
	鉄軌道用地評価の見直し実施を発表 - 「駅ナカ」課税、H19年度から - (14日、主税局) http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/20gcd200.htm
	日本の伝統・文化理解教育推進会議報告書を発表(14日、教育庁) http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/20gcea00.htm
	都立高校における必修教科・科目等の実施状況調査結果を発表(14日、教育庁) http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/12/60gce300.htm
	東京都議会東京多摩国体推進議員連盟が設立総会を開催(15日)
	「住宅における犯罪の防止に関する指針」を改正(18日、青少年・治安対策本部) http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/20gci100.htm
	「東京都の機能するバランスシート(H17決算版)」を発表(19日、財務局) http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/12/70gci100.htm
	公立小学校の水道栓の直接給水化を推進 - 400校対象、H20年度までに - (19日、水道局) http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/20gci300.htm
	北区豊島五丁目地域 ダイオキシン類土壌汚染対策計画を策定(19日、環境局) http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/20gci600.htm
	「10年後の東京～東京が変わる～」を策定(22日、知事本局) http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/12/70gcm100.htm
固定資産税等の軽減措置の継続を発表(22日、主税局) http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/20gcm400.htm	
第31回オリンピック競技大会東京招致の要望書を文部科学大臣に提出 (22日、オリンピック招致本部) http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/DATA/20gcp300.pdf 東京都議会オリンピック招致議員連盟が「2016年オリンピック競技大会東京招致への 国の支援についての要望」を文部科学大臣に提出(22日)	



「シートベルトの着用状況について」

(警察庁 11月9日)

警察庁と社団法人日本自動車連盟（ＪＡＦ）は、平成18年10月1日から10日までの間、シートベルトの着用状況について合同で全国調査を実施した。一般道(全国780か所)の着用状況は、運転者93.8%（前年比1.4%増）、助手席同乗者83.4%（前年比3.1%増）、後部座席同乗者7.5%（前年比0.6%減）で、高速道等（全国105か所）の着用状況は、運転手98.2%（前年比0.5%増）、助手席同乗者93.0%（前年比0.9%増）、後部座席同乗者12.7%（前年比2.9%増）であった。なお、平成17年のシートベルト着用有無別の交通事故において、シートベルト非着用の致死率は、着用の場合に比べ、運転手が38倍、助手席同乗者が約12倍、後部座席同乗者が約4倍となっている。

今後の対策として、街頭における指導・取締りの強化、後部座席における着用促進に重点を置いた広報啓発活動、シートベルトコンビンサー（衝突の衝撃を実体験できる装置）を用いた交通安全教室、運転者講習等の機会を通じた交通安全教育の推進、後部座席の着用義務付けの検討をあげている。

(<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku70/20061113.pdf>)

「平成18年度上半期における障害者の職業紹介状況」

(厚生労働省 11月14日)

改正障害者雇用促進法と障害者自立支援法が、平成18年4月1日及び10月1日に施行され、福祉施策から一般雇用施策への移行による障害者の自立推進への期待が高まっている。

ハローワークにおける障害者の職業紹介業務については、平成15年度より年間の障害者就職件数に係る目標を設定して取り組んでいるところである。

平成17年度には、対前年度比8.4%増の38,882件と、過去最高の就職件数となっている。平成18年度上半期(4月～9月)における状況は、対前年同期比17.9%増の21,652件と大幅に増加しており、ハローワークにおける障害者の職業紹介業務は着実に実績を上げている。

なお、障害種類別で見ると、近年、知的・精神障害者の就職件数の伸びが著しい傾向にあり、引き続き同じ傾向が続いている。産業別で見ると、サービス業、製造業、卸売・小売業・飲食店が多く、職業別では、生産工程・労務の職業、事務的職業における就職件数が多い。都道府県別で見ると、就職率のよい県は、秋田70.3%、富山県68.1%、などで、東京都は、37.5%となっている。(全国平均は、42.4%)

また、新規求職申込件数も、対前年同期比5.8%増の51,224件である。

(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/06.october/0610310302.pdf>)

「民間企業の研究活動に関する調査報告(平成17年度)」

(文部科学省 11月29日)

民間企業の研究活動について状況を把握し、今後の科学技術政策の立案、推進に資することを目的として、平成16年総務省「科学技術研究調査」において社内で研究開発活動を実施していると回答した資本金10億円以上の民間企業1,851社を対象に調査を実施した。

平成17年度末の研究開発者の年齢別構成比は、3年前の平成14年度末に比べ、一番構成の大きい層が25～34歳から35～44歳に移行し、高年齢化している。

研究開発における技術・ノウハウ等の継承の問題については、半数以上の企業が「危機意識を持っている」と回答。危機意識を持つ要因としては「研究開発現場における、技術・ノウハウ等の継承に時間がかかり円滑に進まない」が最も多かった。

社会的課題に対応した研究開発の状況としては、「少子化へ対応した研究開発」を「すでに実施済み」又は「今後実施予定」としている企業は1割強で、少子化問題への企業の対応割合は低い。「環境問題へ対応した研究開発」を「すでに実施済み」又は「今後実施予定」としている企業は、8割以上で、環境問題に対する企業の対応割合は高い。などの結果となった。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/11/06112203.htm)

「平成19年度予算政府案」

(財務省 12月24日)

政府は、一般会計の総額を、82兆9,088億とする平成19年度予算案を閣議決定した。18年度当初予算と比べ4%増、一般歳出は3年ぶりの増となった。

また、公債発行額を、25兆4,320億円(3年連続で減額)と平成10年度以来の低水準に抑え、公債依存度は30.7%(前年度比6.9%減)まで低下した。

予算案の基本的考え方として、「基本方針2006」に定められた歳出改革の確実な実施、新規公債発行は過去最大の4.5兆円を減額し、交付税特別会計の健全化を進め、実質的に6.3兆円の財政健全化の実現、成長力強化・再チャレンジ支援・少子化対策・教育再生等に重点的な予算配分を行うとしている。

具体的な歳出改革の強化として、社会保障分野では、雇用保険の国庫負担の縮減(約1,800億円)や生活保護の見直し(約400億円)により、高齢化等に伴う歳出の伸びを約2,200億円の抑制がされ、地方財政では、投資的経費(単独)の約1.5兆円の削減、地方税、地方交付税等の地方一般財源総額の確保等がされた。公共事業費は、3%を上回る削減となった。

また、道路特定財源の見直しを行う。(19年度予算は、現行制度の枠内で一般財源を1,806億円に拡大するとともに、18年度補正予算において、道路の分野でも1,480億円の防災対策を前倒しで行う。)

(<http://www.mof.go.jp/seifuan19/yosan.htm>)

<会期9月26日～12月19日>
(平成18年12月22日現在)

成立した主な法律

件名	公布年月日
<入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律>	12月15日
<政治資金規正法等の一部を改正する法律>	12月20日
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律	12月 8日
信託法	12月15日
教育基本法	12月22日
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律	12月20日
防衛庁設置法等の一部を改正する法律	12月22日
観光立国推進基本法	12月20日
有機農業の推進に関する法律	12月15日
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律	11月 1日
関税暫定措置法の一部を改正する法律	12月 8日
独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律	11月15日
消費生活用製品安全法の一部を改正する法律	12月 6日
建築士法等の一部を改正する法律	12月20日
地方分権改革推進法	12月15日
貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律	12月20日
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	12月 8日
著作権法の一部を改正する法律	12月22日

・ **成立しなかった主な法律案**

・ 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案	継続審査予定
・ <日本国憲法の改正手続に関する法律案> ・ <日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案>	継続審査予定
・ 少年法等の一部を改正する法律案	継続審査予定

〔 は、第163回国会、 は、第164回国会から継続審査された法律、 他は今国会提出の法律
< >は、議員提出のもの〕

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm

特集 減価償却制度の見直しについて

このテーマに関する最近の
新聞記事などを抜粋し、整理
して特集としてご紹介します。

1 平成19年度政府税制調査会の答申（12月1日）

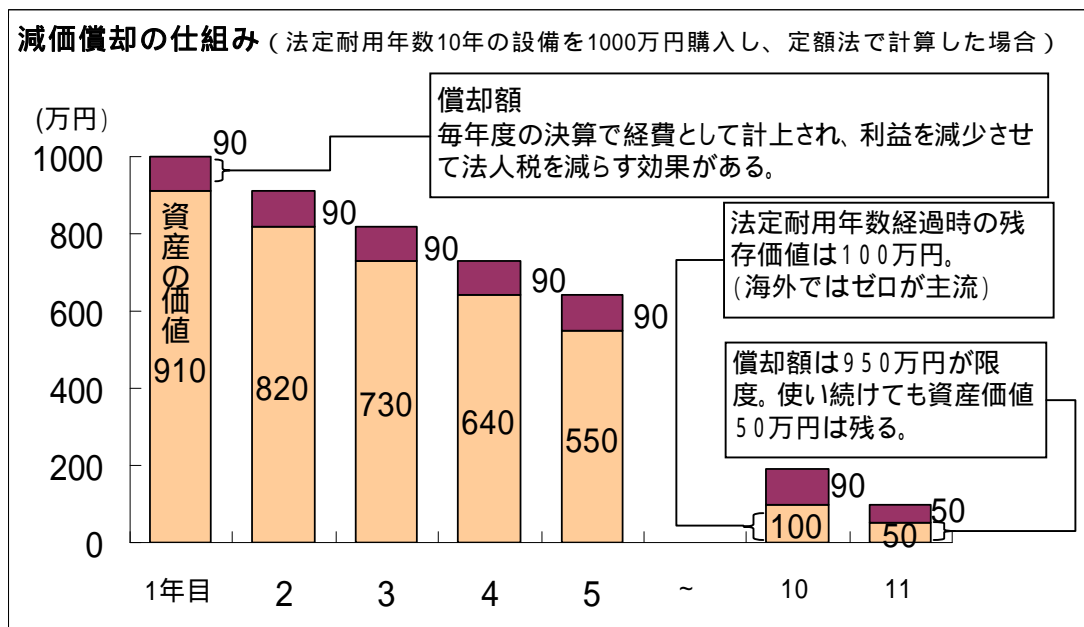
政府税制調査会（首相の諮問機関）が12月1日まとめた平成19年度税制改正の答申は、企業の減価償却制度で償却限度額を廃止することや、液晶パネルや半導体等の技術革新が著しい設備については耐用年数を短縮することなど、安倍政権の経済成長戦略を税制面から支援する企業関連税制を手厚く盛り込んだものとなった。

償却限度額の廃止は取得額の全額を損金算入できることとし、また、耐用年数の短縮も企業が会計年度ごとに損金算入できる額を大きくし、その分、税負担が軽くなって投資に回す余力が生まれ、短期間での設備更新を可能にしたりする。

減価償却とは

減価償却は、工場などの建物や機械などの生産設備など資産の価値が、時間の経過による傷みや機能低下で減るとみなし、その分を毎年度の決算で経費に認める制度だ。

機械などの価値が年とともに下がるのは、新車を買って3年後の下取り価格が、買った値段よりぐっと安くなるのを見ても明らかだ。減価償却分を経費に認めると、その分利益が減り、法人税が軽減される。企業は通常、減価償却分を製品価格などに織り込むことで回収して積み立て、将来の設備更新の資金に充てる。（10月3日、読売新聞より）



（10月3日、読売新聞より）

見直しの背景

減価償却制度の国際比較

欧米各国や中国、韓国など主な国では固定資産の価値がゼロになるまで減価償却を認めているが、日本では、設備の種類ごとに税法で定めた法定耐用年数の終了時点で、資産価値の10%分が残る。

その後も資産価値の最大95%までしか償却を認めず、設備を廃棄するまで5%分は価値が残り続ける。100%償却を認める国よりも法人税の軽減効果や、投資資金の回収が遅れる。(10月3日、読売新聞より)

現行の減価償却制度の国際比較 (経済産業省調べ)				
日本	米国	英国	韓国	中国
償却可能限度額				
95%	100%	100%	100%	100%
法定耐用年数 (液晶パネル製造設備)				
10年	5年	8年	5年	5年
法定耐用年数 (自動車製造用プレス機械)				
10年	7年	8年	10年	5年

(10月3日、読売新聞より)

経済界の要望

尾身財務相も就任後のインタビューなどで「税制が不利なために工場を外国に持って行かれたら、長い目で見て日本経済にマイナスだ」と述べ、制度見直しに前向きな姿勢を見せた。さらに企業の設備投資意欲を高めることで経済が活性化し、「将来は税収がプラスになる」との見通しも示した。

経済界からは、「液晶パネルや半導体など、短期間で技術革新が進んで、設備を入れ替えていかなければならない電子産業は、今の制度では、韓国などとの競争上圧倒的に不利だ」(日本経団連)などとして、減価償却制度の見直しを求める声が出ている。

例えば、薄型テレビの画面などに使われる液晶パネルの場合、製造設備の法定耐用年数は、日本の10年に対し、米国や韓国は5年と短い。このため、日本より早期に減価償却の恩恵で次の設備投資がしやすいのが実情だ。

(10月3日、読売新聞より)

東京都の対応

産業労働局では、平成18年6月、減価償却制度の見直しに関し、以下のように国に要望している。

物理的耐用年数の観点だけでなく、国際競争力確保の観点や投資の早期回収の観点から法定耐用年数及び残存価額を見直すこと。

有形固定資産等の法定耐用年数について、その実質的な平均が先進諸国と比べ遜色のない水準となるよう、その短縮を図ること。

残存価額10%、償却可能限度額95%を見直し、備忘価額まで早期に償却できるようにすること。

見直しの影響

経済産業省では、直接の減税効果とは別に、企業が設備投資を増やす波及効果として、初年度に約7000億円が見込まれるとしている。

一方、制度見直しは、地方自治体の税収減につながる懸念がある。市町村は、設備の耐用年数が過ぎた後も、残った5%分の価値を基準に固定資産税を課税している。全額損金算入を認めることで、固定資産税収がゼロになり、原子力発電所を抱える自治体などは大きな税収減となる。

このため、法人課税と固定資産課税の評価方法を変えるなどの「検討が必要」として、自治体財政に配慮を示した。

(12月2日、読売新聞より)

減価償却制度の見直しによる減税規模は、国税(法人税)で4千億~5千億円、地方税(法人住民税、法人事業税)で2千億~2千5百億円という。

(12月5日、朝日新聞より)

2 与党税制改正大綱が正式決定(12月15日)

税制改正大綱の概要

自民、公明両党は14日、2007年度与党税制改正大綱を決定した。安倍政権が掲げる「成長なくして財政再建なし」との方針の下、減価償却制度の見直しなど、企業向け減税を盛り込み、国・地方合わせて平年度6000億円強(2007年度は4500億円)の減税となった。

(12月15日、毎日新聞より)

与党税制改正大綱(減価償却制度関連の要旨抜粋)

(12月15日、毎日新聞から作成)

第一 経済・社会を安定的に支える税制に向けて

1 経済活性化・国際競争力の強化

(1) 減価償却制度

わが国経済の持続的成長を実現するためには、設備投資を促進し、生産手段の新陳代謝を加速することにより、国際競争力の強化を図る必要がある。このような観点から、減価償却制度の抜本的見直しを行う。

第二 平成19年度改正の具体的内容

< 減価償却制度 >

1 残存価額の廃止

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について、残存価額を廃止する。

2 償却可能限度額の廃止

(1) 平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産については、耐用年数経過時点に1円(備忘価額)まで償却できることとする。

(2) 平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した事業年度の翌事業年度以後5年間で均等償却できることとする。

3 法定耐用年数の見直し

次の3設備について、法定耐用年数を短縮する。

(1) フラットパネルディスプレイ 製造設備 5年(現行10年)

(2) フラットパネル用フィルム材料製造設備 5年(現行10年)

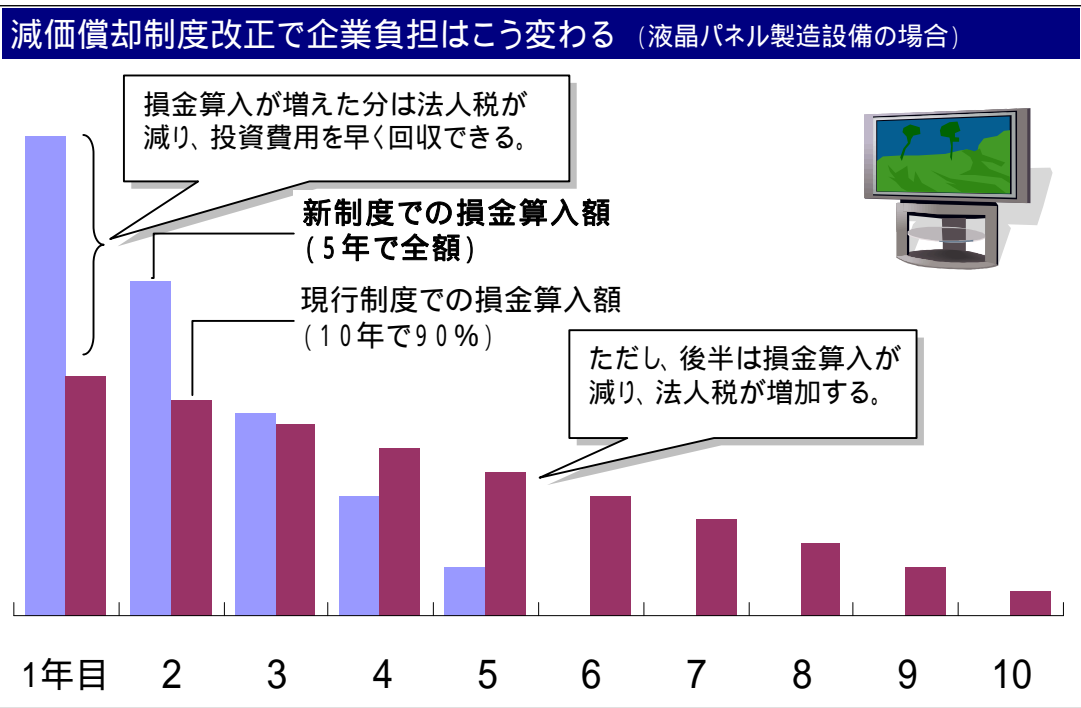
(3) 半導体用フォトレジスト 製造設備 5年(現行8年)

4 固定資産税の償却資産については、現行の評価方法を維持する。

(註)フラットパネルディスプレイ 液晶ディスプレイなど、画面が平面状になっている表示装置(モニター)。薄型テレビなどに使われている。

フォトレジスト 光や放射線を照射するとその部分だけ構造変化する特性を持った高分子で、IC回路の製造過程などで使用される。

(註は集英社 imidas 2005 等から作成。)



(12月15日、毎日新聞より)

3 与党税制改正大綱に対する論評等

< 償却制度の見直しは実質的な効果のある改正 >

小粒な改正が並ぶ中で、企業の減価償却制度を抜本的に見直す意味は大きい。機械や設備などの価値の目減り分を損金として毎年、利益から差し引く制度で、当初投資額の全額を償却できるようにするほか、液晶など技術革新の著しい設備は、法定耐用年数を短縮する。

日本企業が外国企業に対して負っているハンデはかなり解消される。実質的な効果のある改正だ。

大綱は、「2007年度を目途に(中略)消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく」とし、来年秋以降に、消費税率の引き上げ問題に取り組むことを宣言している。(中略)

「消費税」という単語すら書かなかった政府税制調査会の答申に対し、「税の本家は我々」との自負心を誇示したのではないか。所得税、消費税などを巡る税制の重要課題の検討は、来年に先送りされた。

(12月15日、読売新聞より)

< GDP成長率が0・1%弱押し上げられる >

減価償却の見直しでは設備投資額の全額償却が可能になるほか、償却期間も短縮される。企業にとっては損金算入額が増えて法人税が減少、新たな設備投資意欲が膨らむとされる。

これら企業減税を柱に平成19年度は4500億円の減税、次年度以降は6000億円程度の減税が見込まれている。毎年、企業が減税額以上の設備投資を新たに行うとの前提で、政府が試算したところ、GDP成長率が0・1%弱押し上げられるとの結果が出た。

ただ、税制改正全体の波及効果となると異論もある。税制改正が企業減税中心で、個人減税がほとんどないからだ。平成19年1月からは定率減税の全廃で個人には増税となることから、政府内にも「(個人消費が)さらに弱まりかねない」と懸念する声が出ている。

(12月17日、産経新聞より)



トピックス

調査目的と内容

国は、交通事故による死亡者数を、平成15年度から「10年間で5,000人以下とする」という目標達成に向け高齢運転者の事故防止対策などの交通安全対策を実施している。

平成17年中の交通事故死亡者数は、6,000人台まで減少した。しかし、近年、飲酒運転等による交通事故も多発し、依然として多くの人が交通事故で亡くなっている。

内閣府は、警察庁の依頼により、今後の施策の参考のため、交通安全に関する特別世論調査を実施した。

調査結果の概要

飲酒運転などでは、発覚を恐れるなどの理由で、事故現場から逃走する事例が目立っている。悪質な行為を防止するには、もっと罰則や行政処分を強化すべきとの意見が多い結果となった。

(表1)

現在、70才以上の高齢者には、運転免許更新の際、高齢者講習受講が義務付けられている。

今後、「運転に必要な記憶力や判断力等の認知機能を判定する簡単な検査を行い、結果に応じた講習を受け、場合により、医師による正式な検査を受ける制度を導入すること」については、導入し、医師の検査で問題があれば、免許の取消なども行うべきとする人が過半数を占めた。(表2)

現在、自転車走行については、標識で通行を認められている歩道以外は車道の通行となっている。しかし、車道で事故に巻き込まれたり、歩道で歩行者を事故に巻き込むケースが増加している。

交通量が多く、危険を避けるために必要な場合などの条件付を含めると、自転車が歩道を通行できるようにすべきとの意見が半数あった。(表3)

来年の通常国会に、警察庁は、高齢運転者の認知機能検査、自転車の歩道走行等について、道路交通法改正案を提出する方針である。

交通安全に関する特別世論調査

内閣府特別世論調査(平成18年11月発表)

政府目標

平成24年までに交通事故死者数を5千人以下とし「世界一安全」な道路交通の実現を目指す。

<交通事故死者数>

平成8年	平成17年	目標
9,942人	6,871人	5,000人以下

表1 飲酒運転について (複数回答) %

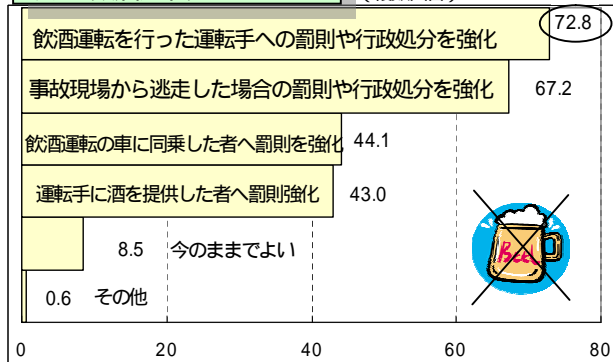


表2 高齢運転者の認知機能の検査について

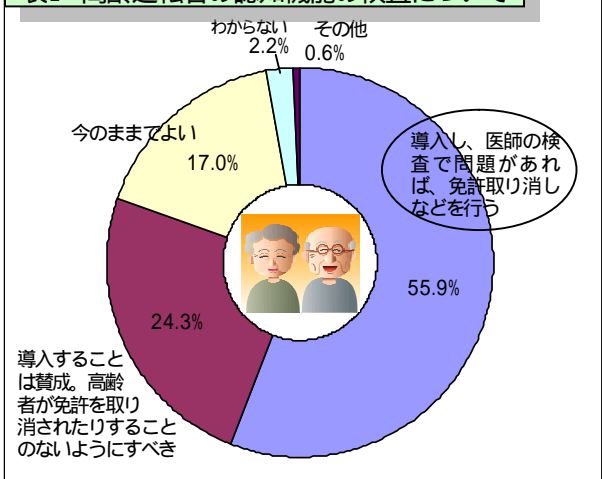


表3 自転車の通行場所について

必要な場合は、標識のない歩道も通行できるようにすべき(交通量が多く、危険を避けるため)

34.9%

自転車は全て歩道を通行するようにすべき

(車道を通行すると自転車が高い)

20.2%

今のままでよい

(標識で認められている以外は車道)

17.8%

自転車の運転者の自由な判断に任せるべき

(車道を通行か歩道を通行するかどうか)

11.9%

自転車全て車道を通行するようにすべき

(歩道を通行すると歩行者が高い)

5.4%

(<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h18/h18-koutuu.pdf>)

経済の動き

国内の動き

～内閣府「月例経済報告 平成 18 年 12 月 25 日」(主に 10 月の状況)による。～

(我が国経済の基調判断)

当月は、前月との変化はなし。

(我が国経済の基調判断)

景気は、消費に弱さがみられるものの、回復している。

- 企業収益は改善し、設備投資は増加している。
- 雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。
- 個人消費は、おおむね横ばいとなっている。
- 輸出は、横ばいとなっている。生産は、緩やかに増加している。

先行きについては、企業部門の好調さが持続しており、これが家計部門へ波及し国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。

参考(政策の基本的態度)

政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」に基づき、構造改革を加速・深化する。12月1日、「平成19年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。また、12月19日、「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議了解し、12月24日、平成19年度予算政府案(概算)を閣議決定した。

政府・日本銀行は、マクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、重点強化期間内に物価の安定基調を確実なものとするとともに、物価安定の下での民間主導の持続的な成長を図るため、一体となった取組を行う。

<http://www5.cao.go.jp/keizai3/2006/1225getsurei/henkou.pdf>

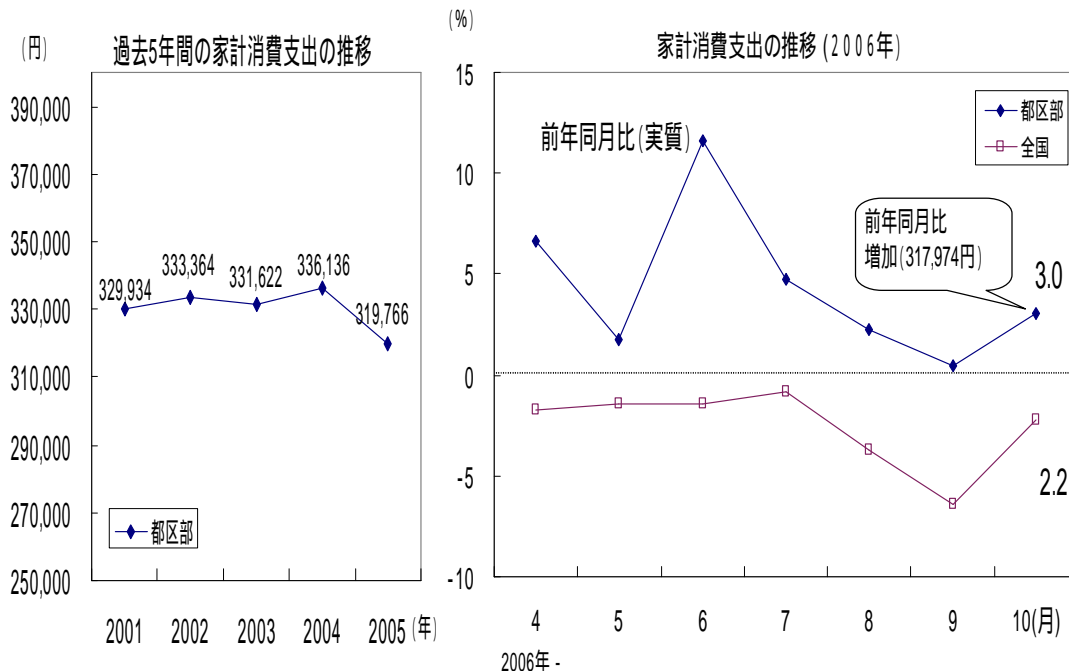
都内の動き

主要経済指標（10月を中心とする）について

～ 出典：東京都産業労働局 「産業・雇用就業統計（平成18年12月）」～

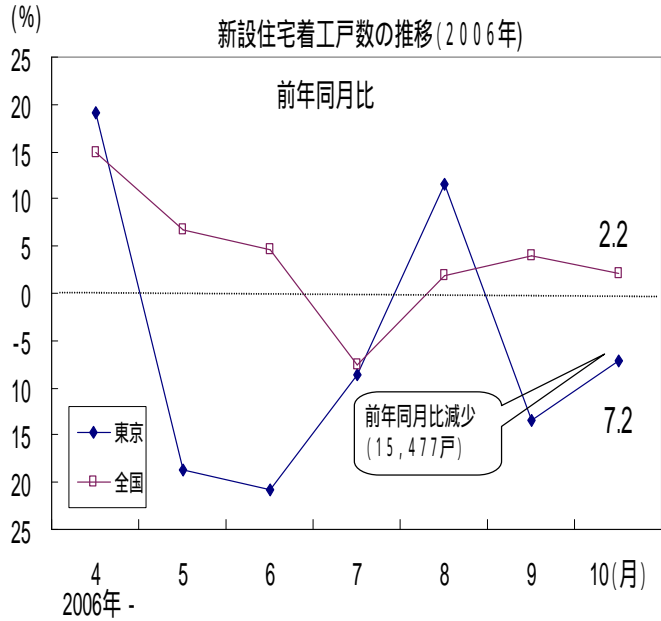
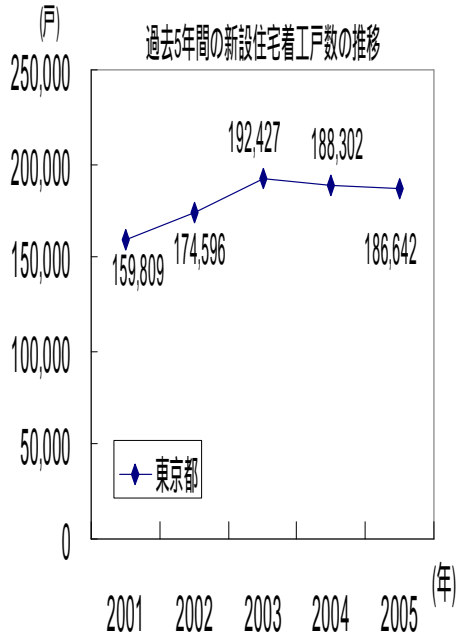
家計消費支出（東京都区部）	10月は、前年同月比で増加した。
新設住宅着工戸数（東京都）	10月は、前年同月比で減少した。
東京都工業指数（東京都）	生産は、2か月ぶりに減少した。
完全失業率（東京都）	7 - 9月は3.9%であった。
有効求人倍率（東京都）	10月は1.50と、9月（1.58）より低下した。

家計消費支出は7か月連続の増加（前年同月比）



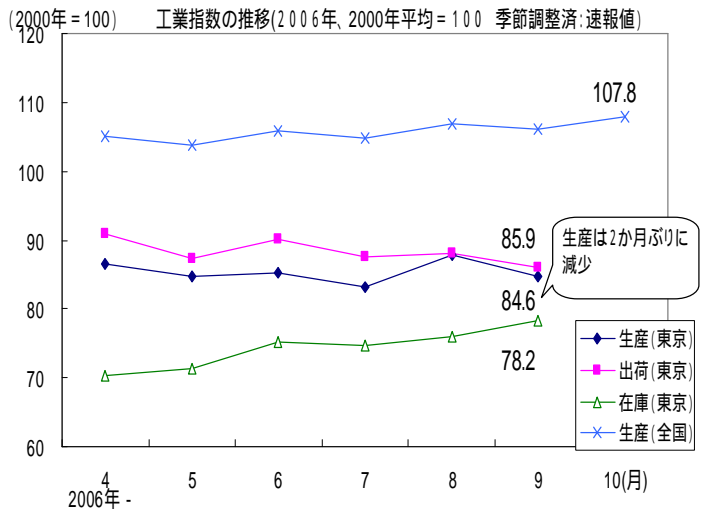
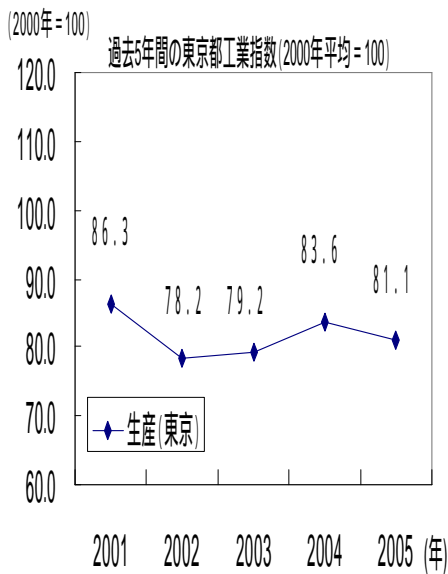
資料 総務省「家計調査」

新設住宅着工戸数は2か月連続の減少（前年同月比）



資料 国土交通省「建築着工統計調査報告」

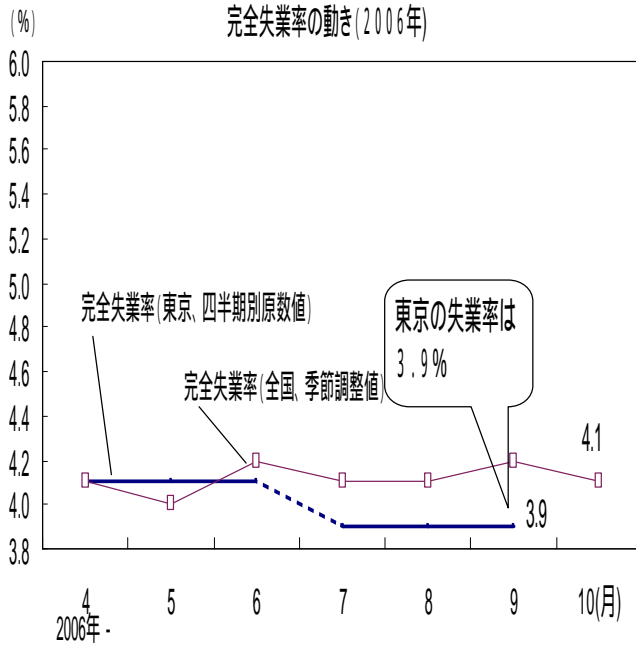
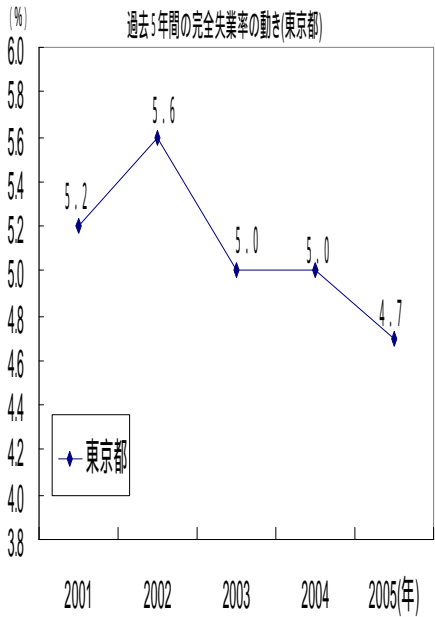
生産は2か月ぶりの減少



注 全国は鋳工業の指数である。

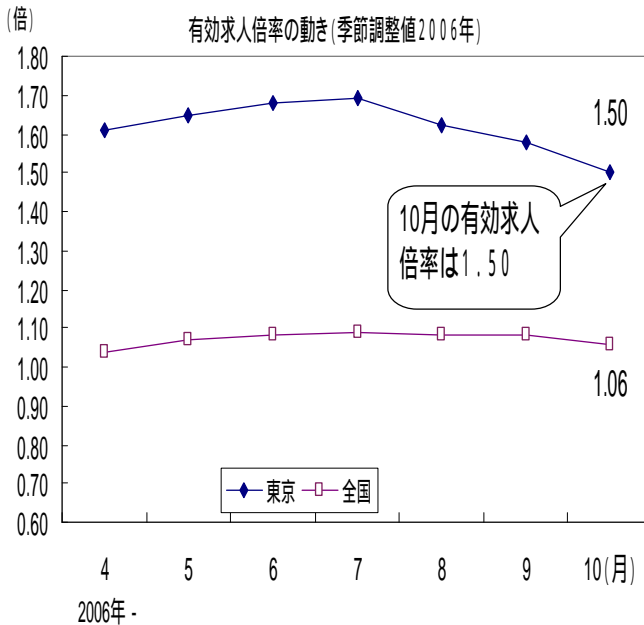
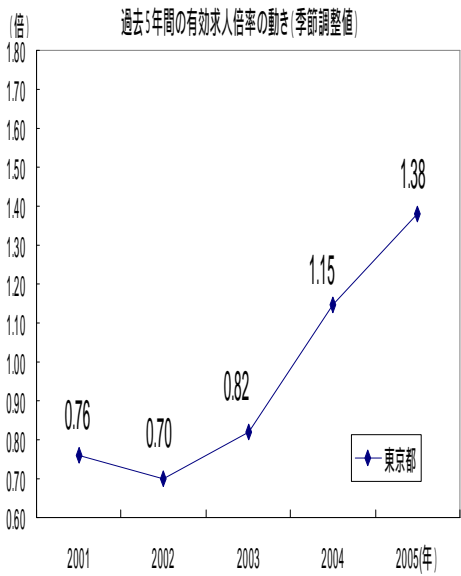
資料 東京都総務局「東京都工業指数月報」、経済産業省「鋳工業生産・出荷・在庫指数」

完全失業率は 3.9%



資料 東京都総務局「東京の労働力」、総務省「労働力調査」

有効求人倍率は 1.50 に低下



資料 厚生労働省、東京労働局「職業安定業務統計」

図書館からのお知らせ

図書館の新着図書の中から、ピックアップしてご紹介いたします。



「徴収率アップの決め手！

インターネット公売のすべて」

著者 堀 博晴 ヤフー株式会社官公庁担当（元東京都主税局機動整理課長）
（ぎょうせい、2006年）

《目次》

- 序章 インターネット公売を始める前に
- 第1章 インターネット公売って何？
- 第2章 押さえないと始まらない絶対簡単！検索から差し押さえまで
- 第3章 公売参加で徴収アップ、インターネット公売を徹底解説
- 第4章 よみがえれ！自治体
- 終章 私はなぜコムインを辞めたか

解説

インターネット公売は、平成16年に東京都で実施されるや、瞬く間に全国自治体に広がった税徴収の画期的な取り組みである。著者は、これをさまざまな困難を乗り越えて実施したが、さらに東京都のみならず全国自治体の徴収率アップに貢献したいという思いから、IT会社に転職した元東京都職員である。

著者は、24時間全国からアクセスできるインターネットという新しいツールは、単に公売を変えただけでなく、滞納整理そのものを変えたという。まず、強烈なアナウンス効果により、滞納すれば、差し押さえ・公売は当たり前という認識が都民に広まり、「滞納者からの苦情が減る一方、納期内納税が増えている。」また、「滞納者から動産を見せられ『これをインターネット公売で売ってもらえませんか』と相談を受けるようになった。」などと、差し押さえや公売がしやすくなった効果に驚く。そして、「インターネット公売への取り組みを通じて、公務員の意識改革が起き、地方自治のあり方さえ変わってくる」とまで著者は言う。

本書は、基本的には徴税職員のための技術書であり、財産調査から、差し押さえ、インターネット公売までのテクニックを解説し、さらに東京都の取組みに触発された各自治体の事例を紹介している。

議会図書館では、ここでご紹介したものを含め、議員の皆様の調査に役立てていただくよう図書、資料をそろえてまいりますのでどうぞご利用ください。

「政策情報月報」に関するお問い合わせは、
こちらまでお願いします。

調査部 調整担当課長 谷 盛博
電話 03 - 5320 - 7153
内線 56 - 320